

【職員研修会報告】

宗門におけるジェンダー平等を 推進するためには

2020年の四つで田、中央・地方宗務機関職員を対象に研修会を開催し、ジェンダーの概念やジェンダーと宗教（特に日本仏教・本願寺教団）の関係性等について、若田真美さん（大阪大谷大学教授）に講義をいただきました。ジェンダー平等推進に向けた一助となりましたよ（講演内容を掲載いたします）。（ジェンダー平等推進課）

1. ジェンダーをめぐる課題について

（1）はじめに

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、日本語では「持続可能な開発目標」と訳される場合が多く、国連で採択された環境・社会・経済にまたがる17の目標について2030年までに変革すべき」とが掲げられています。これらの目標を我々の課題として変革しない限り、持続可能な地球の未来はなくなってしまうということが問題提起されており、それは地球上の「誰一人取り残さない」ために掲げられた目標です。SDGsの17の目標中、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」という項目があります。

世界経済フォーラムが公表しているジェンダー・ギャップ指数において、2024年の日本の順位は世界146カ国中118位、2025年は世界148カ国中118位という状況で、先進国とは言えないうな順位となっています。世界から見たとき日本はジェンダー格差が大きい国とみなされています。ジェンダー・ギャップ指数は経済・政治・教育・健康という四つの分野を図った指

標です。日本は教育・健康という分野では、世界の中で順位はそこまで悪くはありません。

日本の順位を大きく下げているのは経済と政治の領域と言われています。経済の分野においては、男女の賃金格差はまだ大きく、非正規雇用は女性の割合が高く、逆に会社の経営者とか、部長、課長といった管理職になつてみると、男性が多くなっています。

政治の分野においても、女性の国会議員は少なく、地方議員においても、政治的な決定にかかるポストには女性が非常に少ないという課題があります。宗教界においてもジェンダー平等が進んでいるとは言い難く、仏教界では議会等の意思決定の場には女性がほとんどいないのが現状です。男女格差が大きく、女性の声が届きづらい構造の問題があると思います。

(2) 身近な課題からジェンダーを考える

ジェンダーとは社会的・文化的に形づくられた性差を指す概念です。

これは生物学的な性差とは区別され、歴史や文化、社会の中で構築された「女らしさ」や「男らしさ」と言い表すことができます。例えば、私が小学生の頃は、男の子は黒いランドセル、女の子は赤いランドセルだったのですが、知らず知らずの間に「男の子」と「女の子」という二つのカテゴリーに分けて捉え

る思考が刷り込まれていたような気がします。幼い子どもの服を買うときも、こうした感覚で男女の色を分けて、あの色が好きなんだろうと思い込んでしまい、選んだりすることもあったのではないかでしょうか。

近代の資本主義社会が展開していく中で、女性は家庭で育児や家事などを担い、男性は公的な場に出て仕事をするというような、性別役割分業が次第に形づくられ、人びとの間で共有されていました。そのため現代においても男性が育児や介護に携わる際に休みが取りにくく感じたり、家事や育児が女性の役割であるかのように語られてしまうことがあります。例えば、家事を「手伝う」と男性が言つたとき、家事を主体的にしているのが女性だという意識があるかもしれませんし、仏教婦人会の方がお齋を作つてくださった際に「仏教婦人会の支えのおかげです」と言われますが、そこには女性は支える側だとどこかで思つてゐる気持ちがあるかもしれません。このようないいじめ規範を、私たちは無意識のうちに内面化しておなり、固定化する傾向があると思います。

LGBTQを含む多様な性のあり方や生き方を尊重していくことは人権の大切な課題です。社会や文化の中で構築された「女らしさ」とか「男らしさ」という枠にはめられて苦しんでいます。これが自分の「男らしさ」だと思い込み、その意識に縛られていたり、長男だからとプレッシャーを背負つてゐる人もいるかもしれません。ジェンダーは自分の痛

みや他者の痛みに気づく視点でもあり、自他ともに心豊かに生きることのできる社会を実現するための実践でもあります。

(3) ジエンダーという視点を取り入れる意義

上野千鶴子氏の『差異の政治学』には、

ジエンダー史においては、公領域における女性の不在が解かれるべき対象になるのとおなじく、私領域における男性

と指摘されています。

世界史や日本史の描き方に注目してみてください。よく考えてみると、歴史に描かれる登場人物の多くは、成人の男性であると思います。そして、その大部分は知識人であったり、権力者であると思います。普遍的な人間の歴史のように語られているようで、ある意味では力が強いもの、マジョリティの歴史が描かれているのではないでしょうか。人口の半分ぐらいは女性であるのに、歴史の中で女性や子ども、マイノリティが取り上げられるることは本当に少ないです。仏教の歴史も同様で、男性の高僧方が紹介される一方で、仏教を信仰する女性たちの多くは表には出てきていないと思います。



岩田 真美（いわた まみ）
龍谷大学大学院文学研究科博士後期課程修了。博士（文学）。2011年から龍谷大学文学部真宗学科特任講師、2017年から特任准教授、2020年から龍谷大学ジエンダーと宗教研究センター長を経て、2024年から大阪大谷大学文学部歴史文化学科教授。浄土真宗本願寺派の企画諮問会議委員、ジエンダー平等推進委員会副委員長。共編著に『仏教婦人雑誌の創刊』（法藏館、2019年）、『近代真宗「女性教化」資料集成』全10巻（三人社、2020～2022年）などがある。

ジエンダーの視点は、例えば女性仏教者に注目することでも、今まで語られてこなかった部分に光をあてるということでもあります。つまり、歴史の語り方にも権力構造が持ち込まれており、ジエン

の不在も説明の対象になる。公／私の領域がジエンダーの用語で定義されている以上、ジエンダー史が扱えない領域はないと言つていい。もちろんジエンダー史は、かつて階級史觀がそう主張したように、どんな問い合わせでも一刀両断に解くアレクサンダーの剣ではない。言い換えれば、どんな領域もジエンダーだけで解くことはできないが、ジエンダー抜きに論じることはできなくなつたのである。（『差異の政治学 新版』2015年、岩波書店、108頁）

ダーの視点は、知の権力の構造を読み解く一つのヒントになり得るといえます。

2. ジェンダーと宗教の関係を考える

(1) ジェンダーと宗教について

ジェンダーは宗教とどのようにかかわってきたのでしょうか。「ジェンダーは社会、文化、歴史的に形作られ、人々がそれを妥当なものとして受け入れてきた、性別に関する考え方や規範、それに基づく実践の総体である。ここに付け加えたいのは「宗教」も、ある文化や社会における「ジェンダー」を形作り、人間を超えた存在の名のもとにそれを正当化し、人々の考え方や行動指針に重大な力を持つ、ということになる。つまり宗教はジェンダーを作り上げ、それに正統性と正当性を与える役目を担つていて」（田中雅一・川橋範子編『ジェンダーで学ぶ宗教学』2007年、世界思想社、5頁）という指摘があります。

つまり、ジェンダーと宗教の関係性を考える上で大事な視点として、宗教が社会におけるジェンダーを形作り、維持していく面があり、まずはその点を内省することです。宗教に由来する文化や慣習によってジェンダー差別が生み出されていないかを歴史的に紐解いていくことです。その上で、仏教が説く平等思想をジェンダー平等の実現のために生かしていくことができればと思います。まずジェンダーの視点から、組織や自己のあ

り方を内省するとともに、宗教の知見を用いて社会のジェンダー平等推進のために実践していくことが大事ではないかと考えています。

(2) ジェンダーと宗教に関する事例から

かつて比叡山・高野山・富士山などの靈山は女人禁制だったことがありました。1872（明治5）年に出された太政官布告第98号によつて神社仏閣の女人禁制は解禁されますが、女人禁制になつた理由には宗教が関わっています。

古代の日本においては、山そのものが神様（女神の場合が多い）だと信じられていたので、女性が山に登り、その結界を超えると天変地異が起つたり、石に姿を変えられたりといふような伝承が残つています。また日本に仏教が伝来して以降、山は修行の適地とされ、山寺も建立されました。仏教の戒律に基づく規制から女性の立ち入りを禁じたり、仏教經典に基づく女性の罪業觀を強調して、女人禁制に繋がつたという歴史もあります。

他の事例として現在も続いているのが「神事に由来する」とされる大相撲の土俵における女人禁制です。これも宗教の問題が関わっていると思われます。

2018（平成30）年、大相撲の地方巡業の際、舞鶴市長が土俵上で挨拶していた最中に意識を失い倒れられたことがあります。

り、観客として会場にいた女性の看護師の方などが土俵に上がり、市長に救命処置を行いました。このとき、「女性は土俵から降りてください。男性がお上がりください」という場内アナウンスが流れ、後にその土俵には大量の塩がまかれています。こうしたことがあって土俵の女人禁制を巡って議論が起つたことがあります。

日本相撲協会は土俵の女人禁制を「伝統」として守るとし、その後十分な議論はなされませんでした。土俵の女人禁制は「伝統」なのかを歴史的に考えてみると、大相撲の前身は中世以降の勧進相撲であり、神社仏閣の造営や修理の費用を集め目的等で行われていました。近世には娯楽的な性格を強め、男女相撲や女相撲などもありましたので、女性も土俵に上がつていたわけですが、近代になると大相撲は次第に「国技」と呼ばれるようになります。そして天皇制ナショナリズムとも結びついた大相撲は土俵の神聖化が進められ、これによって土俵の女人禁制も定着したと考えられます。それは、いわば近代に創られた「伝統」が関係しているといえるでしょう。

そういう意味でも宗教を用いて、人間が伝統や文化を生み出してきた歴史があり、そこにジエンダーと宗教が結びついていく視点があると思います。

文化や社会によつて異なる男女観や性差別の問題について考えるジエンダーの視点は、近代の日本仏教を論じるうえでも欠かせない。僧侶が妻帯し家族を形成する風習が、明治政府による「肉食妻帯」の公許（明治5年）の後に一般的になり、そこから日本仏教の特異な男女観や性差別が生まれたからである。（『近代仏教スタディーズ 増補改訂版』法藏館、2023年、273頁）

この問題についてもう少し踏み込んで考えてみたいと思います。1872（明治5）年に太政官布告¹³³号により、僧侶の「肉食妻帯」が公許されます。これによつて浄土真宗以外の宗派も妻帯に踏み切ることになつていくわけで、海外の仏教と比較したとき、これが「日本仏教の特異性」だという指摘があります。僧侶が肉を食べること、結婚すること、髪を伸ばすこと、法要以外のときに一般の服装をすることも自由とされたわけです。

3. 近代の日本仏教と「肉食妻帯」の公許

／本願寺教団を事例として／

大谷栄一・吉永進一・近藤俊太郎編『近代仏教スタディーズ』の中で、碧海寿広氏が書かれた「近代仏教とジエンダー」という項目において、

この問題についてもう少し踏み込んで考えてみたいと思います。1872（明治5）年に太政官布告¹³³号により、僧侶の「肉食妻帯」が公許されます。これによつて浄土真宗以外の宗派も妻帯に踏み切ることになつていくわけで、海外の仏教と比較したとき、これが「日本仏教の特異性」だという指摘があります。僧侶が肉を食べること、結婚すること、髪を伸ばすこと、法要以外のときに一般の服装をすることも自由とされたわけです。

中村生雄氏は『肉食妻帯考－日本仏教の発生』（青土社、2011年）という本の中で、それは「日本仏教の浄土真宗化」であると指摘されました。僧侶は近世まで「身分」でしたが、近代には仕事で宗教儀礼などを行う「職分」の一種として規定し直されることになります。近代日本における「肉食妻帯」の公許は、浄土真宗にとつては大きな変化はありませんでしたが、戒律の問題もあって他の宗派は、僧侶の妻や家族を位置づけるには宗法や規則等の変更も生じるため、それらがなかなか追いつかずに入門するものになじみやすかつたのではないかと私は考えています。

(2) 近代日本の天皇制と家父長制

1889（明治22）年には大日本帝国憲法が公布され、そこで「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と規定されます。天皇を家長とする「家」が皇室と呼ばれ、皇室典範では天皇の繼承順位が男系の男子によると規定されました。このとき民法においても、長男による家督相続が定められ、「家」を重視する家父長制が確立していきます。つまり明治民法によつて規定された「家」制度では、一家の長たる戸主である「主人」にあらゆる権利があり、妻はその管理下に置かれ、男尊女卑的な価値観が根付いたといえるでしょう。

また祖先の位牌や墓を維持することは家父長の義務ともなり、近世の寺檀制度が廃止された後も、仏教寺院が近代の「家」制度と結びついて墓の管理や儀礼などを行うようになつていきました。戦後には民法の改正により「家」制度が廃止されました。が、慣習としては残っています。しかし近年は人びとの「家」意識が薄れていく中で、墓じまいなども増えています。

(3) 真宗教団と「家」制度

森岡清美氏の『真宗教団と「家」制度』という本があります。初版は1960年代に出されたものです。森岡氏は戦後日本の家族社会学や宗教社会学の形成と発展に寄与された研究者ですが、本願寺教団と「家」制度の問題に最初に注目されています。その中でこのような指摘をされました。

真宗教団を一種の家連合と見る視点は、主として真宗寺院（住職家）の世襲相続から導き出されたものである。（中略）妻帯している余宗僧侶の家と異なるのは、坊守（住職の妻）の住職補佐の権能が教団によつて積極的に認められていることである。真宗では妻帯を公認してきたばかりでなく、多数の門徒との日常的接触において坊守が果たす役割は殊の外大きいので、宗門法においても坊守に関する規定を設けてその地位を根拠づけている。（新版 真宗教団と「家」制度）

この点は他の宗派と歴史的経緯が大きく異なつており、近代日本の「家」制度に本願寺教団がなじみやすかつた要因でもあると思います。そこで本願寺教団における坊守像に注目するごとで「家」制度的な構造の問題を紐解いてみたいと思います。

(4) 近世・近代の本願寺教団における坊守像

龍谷大学ジエンダーと宗教研究センターの共同研究として出版した岩田真美・中西直樹編『近代真宗「女性教化」資料集成』全10巻（三人社）において紹介した資料の中から、近世から近代の本願寺教団における坊守の語られ方に注目してみたいと思います。

近世の本願寺派の学僧である僧僕の『坊守教誡』には、

女は男にまさりて貪欲ふかく、人のものをくるるをば、強ちによろこび、人にものを施すを甚だ惜むなり。欲深くあはれみをしらぬは、鳥けだものにや劣りけん。（『近代真宗「女性教化』資料集成』第3巻、32頁）

と述べられています。女性は男性より欲深いとされていて、近世においては女性の愛情は、どちらかというと否定的なイメージと結び付けられることが多いとされています。

また近世の大谷派の学僧、徳龍の『坊守御教示聞書』には、以下のように記されています。

先づ女人の身は五障三従とて、男に増さりて斯る深き罪の

あるなりと仰せられて、三従とは少き時は親に従ひ、壮なる時は夫に従ひ、老いては子に従ふ、これを三従といふ。天竺大唐にても同きなり。婦人の身は生涯我身の自由にならざるものなり。五障と言ふは、梵天帝釈魔王転輪王仏身とになられぬ障りのある事なり。（中略）女人の中にも坊守の身は、先づ余宗ならば因縁ありて僧の妻となる事は實に大罪なりといへども、真宗には末世の僧分のとても行状を持たれぬことを鑑み玉ひ、在家と同じく肉食妻帯を許し玉ふ事なれば他宗とは違へども、今日在家の如く士農工商の家職も無く、只仏祖の御給仕を申し上げ、御門徒に後生の一大事を勧むる所の助となる（『前掲書』第3巻、107～109頁）こちらも大谷派の学僧、龍温という方が書かれた『坊守訓抄』には「坊守心得の条々」というものがあり、

一つには、門徒を一大事の御客人と心うるべき事。二つには、節儉を守りて、門徒に難儀をかけぬように心うべき事。三つには、家内和合門徒の手本とこころうべき事。四つには、子を育てること、在家に異なる大役と心うべき事。五つには、宗風を堅く守るを王法と心うべき事。（『前掲書』第3巻、136頁）

といったことが書かれています。

さらに近代になると仏教婦人会、寺族婦人会などの教化団体も組織されていきます。戦前の本願寺派の寺族婦人講習会等で用いられた『寺族婦人講座』（仏教婦人会連合本部、1930年）

には、このようなことが書かれていました。

私は寺族婦人には特別な自己の天職的自覚が極めて必要であると云うのであります。それで先づ寺族とは如何なるものか、と云う事を考へねばならぬのです。寺族とは普通寺院に生活をして居る家族と云ふ事でせうが、寺院に生活をして居ると云つても単に寺院の内に生活をして居ると云う事でなしに寺院存続の為めに生活をしている一家族といつた方が正当だらうと思はれます。(『前掲書』第1巻、171頁)さらに同じ資料の中には、次のように記されています。

宗教伝道者の妻として、最も望ましい事は、其態度が、常に慈愛に満ちて居ると云う事であります。住職は時に厳肅を以て門信徒に接せなければならぬが、寺族婦人は常に慈愛を以て彼等に対するべきである。仏の真実を語る者は住職であり、仏の慈悲を行ずる者は寺族婦人である。(『前掲書』第1巻、179頁)

他方で、大谷派の吉谷覚寿は、『先徳坊守訓』(1932年)に収録されている「心のお育て身のお育て」の中で、

子弟の教育をおろそかにしてはならぬ。婦人は母となりて子を育てる天職を持てる身なれば、子を育てるにも肉体の愛と精神の愛とを弁へて、よき衣類を与え、よき食物を与へるのみにては、肉体を愛するのみと言ふもの、心の賢くなる様、智慧の発る様にと育つが精神の愛と言ふもの、その子孫を教育するのが寺の跡を継ぎ、御法を弘むる人を

仕立ると言ふものである。(『前掲書』第3巻、205頁)
と述べています。

ここまで見てきたように限定した資料からではありますが、近世から近代への浄土真宗の女性像、坊守像の展開について簡単にまとめますと、近世においては、女性は五障三従の罪深い存在だと記されており、女性の愛情も否定的なイメージと結び付けられていたように思います。そして、近世の真宗寺院の坊守と住職との間には、すでに性別役割分業が成立していたこともうかがえます。近世から近代を通じて坊守には、住職を支え、跡継ぎを育てる事と、寺院を訪れる門信徒への接遇などが求められていました。

近代には五障三従の罪深い女性像が説かれつつ、一方では「母性」とか「母性愛」、女性の愛情というものが良いものとして語られるようになつていくという特徴が見られます。弥陀の慈悲と母の愛とを重ねるような説き方も、近代において強調されるようになつてきたのではないかと思われます。多様な性のあり方や生き方を尊重していくためにも、こうした部分も見直していく必要があると思います。

(5) 女性たちによる主体的な発信

先ほど取りあげた「母性」という言葉が日本で注目されるようになったのは、近代に入つてからであり、大正時代の頃から

といわれています。その大きなきっかけになるのが、大正7年から翌年にかけて与謝野晶子や平塚らいでうといった方々が母性保護論争を展開し、その中で「母性」という概念が知られるようになります。近代の本願寺教団はいち早く仏教婦人会を組織し、こうした新しい言葉を用いて女性教化を行つていたように思います。

この時代は、女性には参政権も与えられておらず社会的地位が低かったわけですが、大正デモクラシーが高揚する中で女性解放運動が広がりを見せはじめていました。本願寺派の仏教婦人会も婦人参政権に賛同しており、教団として女性運動を支持していた時期もあつたわけで、保守的な当時の仏教界にあつては注目すべきことだと思います。

大正時代、本願寺派においては女性の僧侶は公認されておらず、そういう意味では男性僧侶によって女性は教化される側に位置付けられていたと言えるでしょう。また経典を含め仏教関係の書物の多くは男性によつて書かれているため、男性が主体、女性は客体として描かれている部分もあつたと思われます。

このような中で、明治末から大正時代にかけては、平塚らいでう等が編集長を務めた『青鞆』という女性による婦人雑誌が出版されるようになるなど、女性たちが主体的に発信を始めるようになりました。こうした動向に後押しされる形で、ほんの一部の動きではありましたが、女性仏教者たちも主体的に発言

し始めるようになります。

(6) 仏教女子青年会と機関誌『アカツキ』

仏教学者で武藏野大学の創設者でもある高楠順次郎は、仏教主義の女子大学を設立したいという強い思いを持つていました。その準備として大正時代には東京に仏教女子青年会を創設し、機関誌『アカツキ』を女性たちの手で出版することによって、機運を盛りあげていこうと考えていました。

『アカツキ』の編集部の女性たちは、高楠順次郎を中心に東京大学で仏教学を教えていた木村泰賢らを講師に迎えて、仏教講座や信仰を語り合う会等に参加したことで問題意識を持つようになり、いろんな特集号を組んでいます。

その中に当時の著名な知識人などに直撃取材をして、自分たちの疑問に答えてもらうコーナーを作る等、さまざまなチャレンジを試みます。仏教学者で本願寺派の勧学であつた前田慧雲へのインタビュー企画で編集部の女性たちは「仏教は女性を一人の人格として扱っているのか否か」ということを問題提起しています。

これに対して「仏教は平等」と答えた前田に次のように問い合わせています。

それでは昔靈山という靈山は女子の登るのを禁じたり、女人は五障三従というて男にまさつて罪の深いものとした

り、とくに女人の為に三十五の願をたてられたりしたのはどういうわけでございませう。同じものなら、なにもそんなに特別のあつかいをしなくてもよさそうに思はれますが。(『アカツキ』第1巻4号、1925年)

さらに女性たちは「五障三従も第三十五願も説かないでほしい」そうすれば私達も反感を持たずに聞けるのにと述べました。これに対し前田慧雲は次のように答えていました。

男女同権といつては語弊があるが、仏は女人でも、蚊、繩、草木に至るまで、同じに見て居る。各自天性を全うして表れて居るのであって、本性から言えば変わったものではない。本来平等のものが、それぞれの因縁によつて差を生じ、天子ともなれば乞食ともなる。扱いぶりこそ違へ、心は同じである。そこで男子も女子も同じに救はれるのであつて、救はれて後はじめて平等であるのではなくして、救ふといふそのことがすでに平等なのである。五障三従をとつてもいいが、よう考えてみると、今日の家族制度が存在しているかぎりは、離れやうとして離れられないものではないかな。(前掲書)

一方で同号の『アカツキ』の中には、教育学者の谷本富が

次のような発言を寄せています。

女子も亦男子と同様の人間で、別に劣悪なものでも何でもありませぬ。須らく、自尊自重して、大にその特色を發揮すべし。旧来の五障三従の如きは、早く既に時代錯誤の謬

見たり。(前掲書)

つまり從来のように女性の罪深さを強調して教化を行うことは、「男女同権」という考え方が紹介された近代において「時代錯誤」だという意見が載つておりました。

女性の仏教者たちの声がなかなか表に出てこなかつた歴史の中で、こうした動きは大きな一步だつたように思います。

(7) 現代の課題として

先ほど紹介させていただいた森岡清美氏の『真宗教団と「家」制度』は1960年代に出版されたものですが、今読んでも鋭い指摘があります。

太平洋戦争後、民法の改正によつて「家」制度が改廃されたことが、真宗寺院の伝統的な嫡系相続にどのような影響を与えたであろうか。(中略) 全体として世襲制がなお強力に維持され、寺は住職家の家職として存続している。そこに真宗教団の根強い生命力が存すると共に、信仰団体としての致命的限界もまたそこにあるといわなければならぬ。(『新版 真宗教団と「家」制度』66頁)

この指摘は真宗教団にどどまらず、日本の伝統仏教界においても言えることではないでしょうか。

現代においては、人びとの「家」意識が薄れつつあり、家族のあり方も多様化しています。その中でお葬式をしない直葬、

近年は「一日葬」や「家族葬」という言葉も定着し、お葬式は小さくていいというようなCMも流れていますし、墓じまいも増えています。今改めて仏教寺院と「家」制度の関係が問われているのだと思います。

また森岡清美氏の研究成果を見直そうというような動きもあって、最近『森岡清美の宗教社会学——その検証と継承』という本が出ています。そこから少し紹介させていただきます。

1980年代後半の森岡はすでに、家の先祖祭祀は必ずしも消失せず、特に上流層や地方中流層では文化的伝統として残るだろうとの見立ても提示していた。この視点は今日にこそ有効ではないだろうか。たとえば世襲国會議員一族や、檀家を多く有する大寺院の住職家、歌舞伎などの伝統芸能・家業の屋号を持つ家、同族企業の創業家といった名家・資産家などの特権階級では、家観念、すなわち「家永続の願い」が今日もきわめて強固であるように觀察される。

(中略)一方、社会的下層・貧困層では(中略)仮に先祖祭祀規範意識があり、メモリアリズムの欲求があつたりしても、それを実施・維持するための高いコストを負担できない人々にとっては、先祖祭祀はますます困難な、手の届かないものになつていくだろう。(大谷栄一・寺田喜朗編『森岡清美的宗教社会学——その検証と継承』法藏館、2025年、209～210頁)

今、日本では相対的貧困が増加していると言わされており、

「家」のお墓や葬送儀礼などは費用面で手の届かないものとなりつつあり、やがては社会的上層の「文化的伝統」とみなされにくかもしれません。私たち寺院もこうした問題に直面していると思います。

その課題にどのように対応していくかも、ジェンダーの問題とは地続きでありますので、ぜひ宗派からさまざまな提言をしていただけたとありがたいと思います。

4. おわりに

全日本仏教会の機関誌『全仏』の「仏教界におけるジェンダー問題」という特集号で私にインタビューをしてくださったときの記事の一部を引用します。

戦後においても日本の寺院では世襲制が一般的であると言えます。いまお寺の跡継ぎは、長男である場合が多く、「家」制度的な慣習が残り続けています。こうした伝統や慣習は、女性より男性を優先するというジェンダー問題を生み出すことがあります。(中略)また伝統的な「家」制度では、婚姻を男女間でのみ行うものと考えてしまいがちな点にも注意が必要です。同性婚を含め、多様な性のあり方について理解を深めていく機会が必要だと言えます。こうした近代の日本仏教のあり方が戦前から引きずるジェンダー意識を固定化する原因になつているのではないでしょ

うか。これまでタブー視されがちであったかもしれません
が、ジェンダー問題は、持続可能な教団や寺院を考えてい
くときに避けて通れない課題でもあると思います。(『全仏』

通号663、2024年10月号)

こうした課題に向き合うとき、よく言われることではあります
が、アンコンシャス・バイアスについて考える必要があります
。アンコンシャス・バイアスとは「無意識の先入観や偏見」
といった意味であり、それは私も含めて誰もが持っています。
ジェンダー差別等が起きたとき、「そんなつもりはなかった」
などと言われることもあると思います。それは無意識であるが
ゆえに、自分でも気づかない間に内面化されていたものが、言
葉や行動に現れて、知らない間に誰かを傷つけている場合があ
るということでもあります。

例えば「普通はこうだよね」と何気ない話をしていたとき、
聞き手は「普通」じゃないのかと傷つくケースもあると思いま
すし、自分の「当たり前」と相手の「当たり前」が同じではな
いかもしれません。多様な背景を持つ一人ひとりの人権を尊重
するためにも、伝道の現場にはジェンダーの視点が必要です。

まずは自分の中にも先入観や思い込みがあつて、性別や年齢
などに対し、無意識のうちに決めつけている場合があると自覚
することから第一歩は始まると思います。ジェンダー平等への
取り組みは、自他ともに心豊かに生きることのできる世界を実
現していくための社会実践であります。自分の問題として一

人ひとりが考えていくことが、次の行動を生み出していくと思
います。

今、宗門はジェンダー平等を推進することを掲げています。
そのため、外からそういう目で私たちが見られていると思い
ますので、ますます皆さまの普段からの言動が大事になつてく
ると思います。自分事として足元の課題に目を向け、宗門全体
が大きく歩み出していくことを強く願つております。

以 上